

古物営業を始める方・古物営業者の皆様方へ

近年、古物商等に対し、盗品等が持ち込まれるケースが千葉県内においても発生しています。

古物営業法(以下「法」という。)では、盗品等の売買の防止や速やかな発見等を図るため、下記の義務規定が設けられています。

法第15条

取引の相手方の身分確認

古物商は古物を買受ける場合、古物を交換する場合や古物の売却先又は交換の委託を受ける場合は、取引相手の真偽を確認する措置を講じなければなりません。

(確認義務の例外)

- 対価の総額が1万円未満の場合(自動二輪車、原付、テレビゲームソフト、CD・DVD等、書籍等は除く)
- 自分が相手に売却した物品を当該相手から買受ける場合

法第15条

不正品発見時の警察官への通報

古物商は取り扱う古物が不正品(盗難品等)の疑いがある場合は直ちに警察官に申告しなければなりません。

法第16条

取引記録の保存義務

古物商は古物の売買の取引を行った場合は、下記事項についてその都度、帳簿又は電磁的方法により記録をしなければなりません。

(記録事項)

- 取引の年月日
- 古物の品目及び数量
- 古物の特徴
- 取引相手の住所、氏名、職業及び年齢
- 取引相手の真偽を確認するためにとった措置の区分